船橋市西部消防保健センターにおける保安カメラ等の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市西部消防保健センターに設置し、又は船橋市西部消防保健センターにおいて運用する保安カメラ等の設置及び運用に関し、船橋市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱(平成24年船橋市要綱)第15条の規定により準用する同要綱第14条(第6号から第8号までを除く。)の規定に基づき、個人情報の適切な取扱いに資するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 保安カメラ 犯罪防止、施設の適正管理、事故防止等を目的として公共施設等に継続的に設置する特定の個人を識別できる画像の撮影装置であって、記録機能を備えていないものをいう。
 - (2) 保安カメラ等 保安カメラ、画像表示装置その他附属物をいう。
 - (3) 画像 保安カメラにより撮影され、即時に画像表示装置により表示される画像(音声を含む。以下同じ。)をいう。

(市長等の青務)

- 第3条 市長は、市民等が承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を 有することに鑑み、保安カメラ等の設置又は運用に関し、個人情報の保護に努めるもの とする。
- 2 市長は、画像から知り得た内容の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のため に必要な措置を講じるものとする。
- 3 職員又は職員であった者は、画像から知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不 当な目的に利用してはならない。

(保安カメラ等の設置)

第4条 市長は、船橋市西部消防保健センターの利用者の事故防止、犯罪の予防、船橋市 西部消防保健センターの適正な管理及び警備等守衛業務の補助として、保安カメラ等を 設置する。 2 保安カメラの設置場所、設置台数及び撮影範囲は、次の表のとおりとする。

設置場所	設置台数	撮影範囲
1階エレベーターホール	1台	1階エレベーターホール
駐車場出入口	1台	駐車場出入口
駐車場内	2台	駐車場内

(保安カメラ等管理者)

- 第5条 市長は、画像から知り得た内容の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理の ため、保安カメラ等管理者(以下「管理者」という。)を置く。
- 2 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が指名する者 がその職務を代行する。
- 3 管理者は、当該保安カメラ等の運用を担当する所属の長をもって充てる。ただし、当 該所属の長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(保安カメラ等取扱者)

- 第6条 管理者は、必要に応じ、その業務を補助する保安カメラ等取扱者(以下「取扱者」という。)を置くことができる。
- 2 取扱者は、保安カメラ等の作動点検を随時行い、異常が認められた場合は遅滞なく管理者に連絡しなければならない。

(保安カメラの設置の表示)

第7条 市長は、保安カメラを設置している旨及び保安カメラの設置者名又は管理者の職名を保安カメラの設置場所又は撮影区域内の見やすい場所に容易に視認できる方法により表示するものとする。

(画像表示装置の設置場所)

第8条 市長は、保安カメラに係る画像表示装置を施錠可能な室内等で職員以外の者が見 通すことができない場所に設置する。

(保安カメラ等の管理)

- 第9条 保安カメラ等の管理は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 管理者及び取扱者以外の者は、保安カメラ等の操作をしてはならない。
 - (2) 管理者、取扱者その他の職員は、保安カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、画像を監視することができる。

(苦情の処理)

第10条 管理者は、保安カメラ等の設置又は運用に関する苦情があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。